

平成19年6月22日
地域整備課

平成18年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況の概要について

農林水産省では、中山間地域等直接支払交付金の実施状況について、毎年度6月末日までに公表することとしている。

中山間地域等直接支払交付金は、適切な農業生産活動等が継続的に行われるよう、農業の生産条件の不利を補正し多面的機能を確保するため、平成12年度から導入したものである。平成17年度からは、平成12年度から平成16年度までの対策を見直し、中山間地域等における多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動に向けた取組を促す仕組みに改善したところである。

東海管内及び全国の実施概要は以下のとおりである。平成18年度の東海管内においては、平成17年度に比べて交付金の交付市町村数・協定数・交付面積・交付額ともに増加している。ただし、1協定当たりの平均面積・交付額は全国都府県平均に比べて少ない。

○東海管内及び全国の実施概要

	東海管内		全国 (平成18年度)
	平成17年度	平成18年度	
交付市町村数	44	46	1,040
協定数	1,366	1,408	28,515
交付面積 (ha)	11,109	11,516	662,772
交付額 (百万円)	1,472	1,515	51,347
1協定当たりの平均			(※)
参加者数 (人)	24	24	22
面積 (ha)	8.1	8.2	12.1
交付額 (千円)	1,080	1,078	1,542

(※) 全国の数値のうち1協定当たりの平均は北海道を除いた値

平成18年度東海管内の中山間地域等直接支払交付金の実施状況

1. 交付市町村数

東海管内において、中山間地域等直接支払交付金の交付を行った市町村は**46**市町村である。(平成19年3月末現在の合併市町村数)

県名	交付市町村数	対象農用地を有する市町村数	市町村数
岐阜県	23	25	42
愛知県	8	11	63
三重県	15	20	29
計	46	56	134

2. 協定数

東海管内において、締結された協定は**1,408**協定である。

県名	協定数			(参考) H17協定数
		集落協定	個別協定	
岐阜県	895	886	9	875
愛知県	313	308	5	297
三重県	200	200	0	194
計	1,408	1,394	14	1,366

注：集落協定とは、直接支払いの対象となる農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。

個別協定とは、認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間において利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する協定。

3. 交付面積

東海管内において、交付金が交付された農用地面積は**約1万2千ヘクタール**である。

(単位：h a)

県名	交付面積			(参考) H17交付面積
		集落協定	個別協定	
岐阜県	8,503	8,412	91	8,301
愛知県	1,684	1,672	12	1,558
三重県	1,329	1,329	0	1,250
計	11,516	11,413	103	11,109

4. 交付金額

東海管内において、交付された交付金額は約15億2千万円である。

(単位：百万円)

県名	交付金額			(参考) H17交付金額
		集落協定	個別協定	
岐阜県	1,134	1,124	10	1,106
愛知県	173	172	1	165
三重県	208	208	0	201
計	1,515	1,504	11	1,472

5. 集落協定の概要等

東海管内において、本制度に取り組む協定参加者は約3万3千人であり、1協定当たりの平均参加者数は約24人、交付面積は約8ヘクタール、交付金額は約108万円である。また、参加者1人当たりの平均交付金額は約4万5千円である。

(単位：人、ha、千円)

県名	協定参加者数	1協定当たりの平均			1人当たりの 平均交付金額
		参加者数	交付面積	交付金額	
岐阜県	23,552	27	9.5	1,268	48
愛知県	5,339	17	5.4	558	32
三重県	4,315	22	6.6	1,039	48
計	33,206	24	8.2	1,078	45

6. 多面的機能を増進する活動

本制度は、適正な農業生産活動に加え、国土保全機能を高める取組など多面的機能の増進につながる活動を1つ以上行うこととなっている（基礎単価）。

東海管内においては、周辺林地の下草刈り、景観作物の作付け、堆きゅう肥の施肥を活動として位置づけている集落協定が多く見受けられる。

(単位：件数)

県名	国土保全機能を高める取組		保健休養機能を高める取組										自然生態系の保全に資する取組						その他の活動
	周辺林地の下草刈り	土壌流亡に配慮した営農	棚田オーナー制度	市民農園等の開設・運営	体験民宿(グリーン・ツーリズム)	景観作物の作付け	魚類・昆蟲類の保護	鳥類の餌場の確保	粗放的畜産	堆きゅう肥の施肥	拮抗作物の利用	合鴨・鯉の利用	輪作の徹底	緑肥作物の作付け					
岐阜県	631	48	10	22	4	264	70	21	4	87	5	11	5	13	151				
愛知県	262	7	2	5	0	115	21	10	0	18	0	0	0	2	9				
三重県	106	4	3	0	0	117	9	10	0	10	0	2	1	1	11				
計	999	59	15	27	4	496	100	41	4	115	5	13	6	16	171				

7. 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

平成17年度から、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進するために、基礎単価に加えて段階的に交付単価の設定を行ったところである（体制整備単価）。本単価を取得するためには、農用地等保全体制の整備に加え、農業生産活動等の継続に向けた活動を選択して取り組むこととなっている。

東海管内においては、1,408協定のうち体制整備単価に取り組む協定は512協定、交付面積約1万2千ヘクタールのうち体制整備単価に取り組む協定への交付面積は約6千3百ヘクタール、交付金額約15億2千万円のうち体制整備単価に取り組む協定への交付金額は約9億4千万円であった。

(単位：人、ha、千円)

県名	協定数	基礎 単価	体制整 備単価	交付 面積	基礎 単価	体制整 備単価	交付 金額	基礎 単価	体制整 備単価
岐阜県	895	492	403	8,503	2,987	5,516	1,134	318	816
愛知県	313	283	30	1,684	1,481	204	173	151	23
三重県	200	121	79	1,329	739	590	208	104	104
計	1,408	896	512	11,516	5,207	6,309	1,515	572	943

注：四捨五入により合計が異なるところがある。

また、農業生産活動等の継続に向けた活動については、多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携、担い手への農作業の委託、機械・農作業の共同化の順で取り組みの割合が高くなっている。

(単位：件数)

県名	選択的必須要件（A要件）									選択的 必須要件 (B要件)		
	生産性・収益向上			担い手育成			多面的機能の発揮					
	機械・農作業の共同化	高付加価値型農業の実践	地場産農産物等の加工・販売	新規就農者の確保	認定農業者の育成	担い手への農地集積	担い手への農作業委託	都市住民等との交流	学校教育等との連携	非農家・他集落等との連携	嘗農組織の育成	担い手集積化
岐阜県	128	93	56	46	29	58	183	5	43	202	28	29
愛知県	10	7	5	1	5	7	10	0	5	7	0	2
三重県	44	7	21	3	4	5	29	5	8	25	18	7
計	182	107	82	50	38	70	222	10	56	234	46	38